

第 9 回小浜市農業委員会議事録  
(縦覧用)

と き 令和 3 年 2 月 2 5 日 (木) 午後 4 時 0 0 分

ところ 小浜市役所 3 階 防災対策室

出席委員

1 番 赤尾裕子	2 番 松井和幸	3 番 東清俊
4 番 和田千代	5 番 松尾志信	
7 番 福永吉孝	8 番 河嶋幸男	9 番 岡田昌樹
10 番 西田尚夫		

欠席委員

6 番 早俊夫		

遅刻委員


出席事務局 的場 G L、大和、奥村、

令和 3 年 2 月 2 5 日（木）午後 4 時 0 0 分小浜市役所 3 階 防災対  
策室において、第 9 回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

- 議案第 3 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 3 2 号 小浜市農用地利用集積計画の承認について
- 議案第 3 3 号 小浜市農用地利用配分計画案の意見聴取について

【議長】皆さんこんにちは。大変お忙しい中を第9回の小浜市農業委員会に語出席いただきまして本当にありがとうございます。今日のご案内のとおり議案31号の5条が5件、32号が1件、33号が1件、計7件のご審議をいただきますので皆さん方には慎重審議をよろしくお願い申し上げまして簡単ですけど、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。それでは、事務局より報告をお願いします。

【事務局】皆さんお疲れ様でございます。本日はですが阪本事務局長が議会对応ということで欠席とさせていただいておりますので、私が報告をさせていただきます。まず、本日の欠席はございません。早委員が遅刻されるということをお聞きしております。2月の農業委員会関係の活動報告でございますが、2月22日現地調査をさせていただきまして、現地調査員は早委員と福永委員と我々事務局で現地調査をさせていただいております。2月24日でございますが、福井県農業会議の常設審議委員会に西田会長、それから事務局が出席させていただいております。以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。それでは今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として7番福永委員、2番松井委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、6番早委員、7番福永委員でした。それでは、『議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたしますが、1番委員に関連する申請が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第10条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。1番委員は審議前に退室をお願い致します。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】はい、議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。全部で5件ございます。番号1、申請者、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇。譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇。申請土地の表示について、所在地番は〇〇〇〇。地目は登記、現況ともに畑。面積は337㎡。利用状況は不耕作、10a当収穫高はありません。土地利用等関係法令表示について、都市計画区域外農業振興地域内農用地区域外。転用目的は住宅建築。事業又は施設の概要について住宅1棟です。申請地は、集落内にある農地で、筆の一部には昭和63年に建てられた農作業小屋があります。土地、建物の所有権を移転し、既存の建物を残したまま、新たに住宅を建築するものです。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、その他2種農地に該当します。許可要件として、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するため、転用可能と考えます。

続きまして番号2、申請者、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇。譲受人は〇〇〇〇

○、○○○○。申請土地の表示について、所在地番は○○○○。地目は登記、現況ともに田。面積は982㎡。利用状況は水稻、10 a 当収穫高が480kg。土地利用等関係法令表示について都市計画区域内用途指定なし農業振興地域内農用地区域外。転用目的は共同住宅建築。事業又は施設の概要について共同住宅1棟と駐車場16台分です。申請者である○○○○、製造販売業を営む○○○○の会社です。申請地は水管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域であり、○○○○、○○○○から500m以内にあることから、第3種農地に該当するため、転用可能と考えます。

続きまして番号3、申請者、譲渡人は○○○○、○○○○。譲受人は○○○○、○○○○。申請土地の表示について、所在地番は○○○○。地目は登記が田、現況が畑。面積は90㎡。利用状況は不耕作、10 a 当収穫高はありません。土地利用等関係法令表示について都市計画区域内第一種住居地域農業振興地域外。転用目的は駐車場。事業又は施設の概要について駐車場3台分です。○○○○に関しては、12月に事業所敷地の転用案件について審議していただいております。1月に転用の許可を受けて、現在事業所の工事中であります。今回の申請地はその隣接地であり、事業所の駐車場として整備する計画です。申請地は都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当するため、転用可能と考えます。

続きまして番号4、申請者、譲渡人は○○○○、○○○○。譲受人は○○○○、○○○○。申請土地の表示について、所在地番は○○○○。地目は登記、現況共に畑。面積は636㎡のうち264.47㎡。利用状況は不耕作、10 a 当収穫高はありません。土地利用等関係法令表示について都市計画区域内第一種住居地域農業振興地域外。転用目的は住宅建築。事業又は施設の概要について住宅1棟です。申請地は都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当するため、転用可能と考えます。

続きまして番号5、申請者、譲渡人は○○○○、○○○○。譲受人は○○○○、○○○○。申請土地の表示について、所在地番は○○○○。地目は登記、現況ともに田。面積は838㎡。利用状況は不耕作、10 a 当収穫高はありません。土地利用等関係法令表示について都市計画区域内近隣商業地域農業振興地域外。転用目的は宅地分譲。事業又は施設の概要について宅地分譲3区画です。申請地は都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当し、土地の造成のみを目的とする宅地分譲であっても、転用可能と考えます。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それでは続きまして、現地調査委員の報告をお願いいたします。

【7番委員】それでは、月曜日に早委員と事務局の方とで調査に行ってみよう

ましたのでご報告をさせていただきます。1件目ですが、ご覧のように〇〇に入って、〇〇の集落に入ったところです。先ほども説明がありましたように小屋がこれです。まあこういうところですので何ら問題ないという風に考えます。次はご覧のように〇〇の堤防の下のところです。このようにちゃんと区画されてますし、これも何ら問題ないと考えました。3件目ですが先月も関連した内容がございました高速の〇〇沿いの高架の下のところです。ここも工事やっておられて何か建つようですが、その隣が駐車場として使われるようです。これも別段問題ないという風に考えました。4件目が〇〇のこの辺の近く、この辺りからちょっと入ったところです。畑のようですが何も耕作されておらず、ここを分筆してここに住宅を建てると、周りに何も影響はないと思いますのでこれも問題ないという風に考えました。5件目ですが、〇〇からこう行きますと、この前からある細い道で、〇〇のある目の前です。このようにちゃんと区画されて擁壁もありますし、これについても問題ないと考えました。以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それでは1番委員に関連する案件について審議を行いますので、1番委員は退室をお願いいたします。

<1番委員退室>

【議長】それではご審議願います。1番委員に関する案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、異議のない方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、1番委員に関連する案件について原案どおり県へ進達させていただきます。1番委員は入室してください。

<1番委員入室>

【議長】それでは、残る内容についてご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。続きまして『議案第32号 小浜市農用地利用集積計画

の承認について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】議案第32号小浜市農用地利用集積計画の承認について説明をさせていただきます。小浜市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に基づく、利用権設定等促進事業について、下記のとおり、令和2年度小浜市農用地利用集積計画の案を作成し、利用権の設定を受ける者及び当該土地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利、又は、その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得たので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき同意を求めるということでございます。別紙をご覧くださいませでしょうか。農用地利用集積計画の一覧表と後ろに詳細な議案を添付しております。説明は一覧表でさせていただきます。まず、1枚目につきましては相対の利用権設定になります。上から5つが〇〇地区の集積、25筆、37,638㎡です。こちらにつきましては受け手が〇〇ということで利用権の再設定になります。続きまして、〇〇地区ですね、〇〇のものと受け手が〇〇のものになります。こちらが3筆、3,516㎡になります。合わせまして、28筆、41,154㎡となります。要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項で農用地の全てを効率的に耕作すること農作業に常時従事することが定められておりますが、受け手は要件を満たしていると判断しております。

続きまして次のページをご覧ください。中間管理権の利用権設定になります。こちらにつきましては先月、〇〇地区の集積を議案として上げさせていただきましたが、その追加分及び、〇〇の集積分になります。こちらにつきましては〇〇地係と〇〇地係、合わせまして16筆、12,237㎡になります。そのあとは〇〇地区の集積になります。こちらにつきましては現在、土地改良事業が行われておりますが追加でエリアを増やして土地改良事業を行いたいということで中間管理権を設定するものでございます。こちらにつきましては11筆、5,282㎡ということで、合わせて27筆、17,519㎡になりまして、要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項で農用地の全てを効率的に耕作することと農作業に常時従事することが定められておりますが、中間管理機構であるふくい農林水産支援センターは要件の例外が適用されることになっております。説明は以上です。

【議長】はい、ありがとうございます。それでは、ご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第32号 小浜市農用地利用集積計画の承認について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。

続きまして、『議案第33号 小浜市農用地利用配分計画案の意見聴取について』を上程いたしますが、〇〇にかかる1番委員に関連する内容が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第10条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。1番委員は審議前に退室をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】議案第33号 小浜市農用地利用配分計画案の意見聴取について、説明をさせていただきます。配分につきましても皆様にお配りさせていただいておりますとおり、一覧表と後ろに議案をつけております。集積された農地は先ほどの議案で説明させていただきました集積した農地になります。地図で説明させていただきます。まず、受け手が〇〇に配分する部分につきましては〇〇地系の緑で塗った農地です。こちらを〇〇に配分する計画でございます。〇〇のこの2筆と〇〇の筆につきましては〇〇に配分する計画でございます。〇〇の集積でございますけれども、先ほどの集積計画で上がりました農地、〇〇と〇〇との間にある山林原野化したような農地と、あとこちらにある農地とこの小さい農地とこの農地全てを〇〇が借り受けるという計画でございます。こちらの地域につきましては今までは中間管理権を設定されておりましたが、中間管理権を設定しまして土地改良事業を行うということで、こちらの農地も今、不形成な山林原野化した農地であるんですが、今回整備しましてきれいな農地として耕作されていく計画で、中間管理機構に入れるということでございます。説明は以上でございます。

【議長】はい、ありがとうございます。それでは1番委員関連について審議を行いますので、1番委員は退室をお願いいたします。

<1番委員退室>

【議長】それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(審議)

【議長】それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、1番委員に関連する内容について原案どおり決定とさせていただきます。1番委員は入室してください。

<1番委員入室>

【議長】 それでは、残る内容についてご審議願います。何かご意見等ございましたらお願ひいたします。

(審議)

【議長】 それではないようですので、異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】 はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第33号 小浜市農用地利用配分計画案の意見聴取について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。

【議長】 これですべての議案を終了しました。その他、何かございましたらお願ひいたします。他にないようでしたら以上をもちまして、第9回農業委員会を終了させていただきます。

令和 年 月 日

【議長】

---

署名委員

---

  

---